

子どもの発育や発達、子育てなどの相談は…

妊娠期

乳児期

幼児期

学童期
(~18歳)

保健福祉課(地域保健活動) 2階22番窓口 ☎6659-9968

保健師が、妊娠中の健康相談・子どもの発育や発達、育て方・健康に関する相談に応じます。また、心理相談員による子どものことばや発達面の相談も行っています。



保健福祉課(子育て支援) 5階52番窓口 ☎6659-9824 要予約

子育ての悩み、子どもに関する悩みなど家庭児童相談員や保育士が秘密厳守で相談に応じます。



こども相談センターの出張相談 5階52番窓口 ☎4301-3100 要予約

児童福祉司が、心身の発達・しつけ・不登校・親子関係など、子どものあらゆる相談に応じます。



保健福祉課(地域福祉) 5階51番窓口 ☎6659-9857

子どもの療育の利用について、あるいは療育手帳、身体障がい者手帳の窓口です。



保健福祉課(地域保健) 2階21番窓口 ☎6659-9882

精神障がい者保健福祉手帳の窓口です。



ひとり親家庭サポーター 5階52番窓口 ☎6659-9824 [水・金曜日]

ひとり親家庭および寡婦の方を対象に、就業支援の専門的知識をもつ「ひとり親家庭サポーター」が、就職や自立支援に関する制度などの情報を提供するとともに、きめ細やかな就業相談を行っています。また、離婚前相談、ひとり親家庭自立支援給付金の事前相談・申請受理も行っています。



子どもと家族への **経済的支援**を行っています

受給している方が西成区外から転入されたときも手続きが必要です。また所得要件があります。詳しくはお問い合わせください。

未熟児養育医療給付

身体の発達が未熟なまま出生し、医師が入院養育を必要と認めた未熟児に対し、指定医療機関に入院する場合に医療給付を行います。



小児慢性特定疾病医療費助成

児童福祉法に基づく対象疾病にかかっている児童で、委託利用機関に入院・通院する場合に医療費助成を行います。

自立支援医療(育成医療)

肢体不自由・心臓疾患・先天性内臓疾患などで、治療により回復の見込みがある児童に対し、指定医療機関に入院・通院する場合に医療費助成を行います。

問合せ 保健福祉課(地域保健)
2階21番窓口 ☎6659-9882

児童手当

中学3年生修了までの児童の養育者に支給されます。

こども医療費助成

医療保険に加入している18歳までの子どもが診療を受けた場合、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成します。0~12歳(小学校修了)の所得制限はありません。

問合せ 保健福祉課(子育て支援)
5階52番窓口 ☎6659-9824



児童扶養手当

ひとり親家庭の状態にある児童を監護・養育している父・母または養育者に支給されます。

特別児童扶養手当

20歳未満で、政令で規定する障がいの状態にある児童を養育している父・母または養育者に支給されます。

ひとり親家庭医療費助成

医療保険に加入している18歳までの子どもが診療を受けた場合、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成します。0~12歳(小学校修了)の所得制限はありません。

問合せ 保健福祉課(子育て支援)
5階52番窓口 ☎6659-9824



障がい児福祉手当

20歳未満で身体または精神(知的を含む)に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給されます。

問合せ 保健福祉課(地域福祉)
5階51番窓口 ☎6659-9857

助産制度

経済的な理由により、入院・助産を受けることができない妊産婦の方に対し、入院・出産費用の全部または一部を助成します。

問合せ 保健福祉課(子育て支援)
5階52番窓口 ☎6659-9824

出産育児一時金

医療保険に加入されている方が出産した場合に、出産育児一時金を支給します。

問合せ [大阪市国民健康保険の方]
窓口サービス課(保険年金 保険)
6階61番窓口 ☎6659-9956
[他の医療保険の方]
会社や健康保険組合等にご確認ください。